

## 本人希望による降任実施要綱

(平成17年11月25日 区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、職員本人の希望による降任制度を設けることにより、本人の意向を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことで人材の有効活用及び組織の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「降任」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成13年3月29日特別区人事委員会決定）に定める職務分類基準（以下「分類基準」という。）に属する職に任用されている職員を、同一の分類基準中の同一の職種で、かつ、その職より下位の職務の級に属する職に任命することをいう。

2 この要綱において、「職務の級」とは、分類基準に規定する職務の級とする。

### (対象職員)

第3条 降任の申出をすることができる職員は、主任以上の職務の級に属する者とする。

2 前項の申出は、病気、家族介護その他やむを得ない理由により降任を希望する場合に行うことができる。

### (降任の内容)

第4条 降任後の職務の級は、現に属している職務の級より下位の職務の級とする。

### (給料の取扱)

第5条 降任後の給料の取扱については、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年4月特別区人事委員会規則第18号）第22条に規定するところによる。

### (申出方法)

第6条 降任の申出をしようとする職員は、降任申出書（別記第1号様式）を、次の表に掲げる者の意見を付したうえで人事課長に提出しなければならない。

降任の申出をしようとする職員の属する職	意見を付す者
課長補佐、係長（主査を含む。）、主任	所属課（所）長
課長	所属部（局）長
部長	副区長

### (降任の決定)

第7条 降任は、職員本人の希望を尊重したうえで、次条に規定する降任審査会の審議を経て、区長が決定する。

(降任審査会)

第8条 降任の審議にあたり適正を期するため、降任審査会を設置する。

- 2 降任審査会は、副区長、教育長、総務部長及び人事課長の職にある者をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、降任審査会に関し必要な事項は、総務部長が定める。

(再度の昇任)

第9条 この要綱により降任した職員が再度の昇任(以下「再昇任」という。)を希望する場合の申出は、第6条の規定を準用して行うものとする。この場合において、同条中「降任の申出」とあるのは「再昇任の申出」と、「降任申出書(別記第1号様式)」とあるのは「再昇任申出書(別記第2号様式)」と読み替えるものとする。

- 2 再昇任後の職務の級は、当該職員が降任前に属していた職務の級以下とする。
- 3 再昇任は、再昇任審査会の審議を経て、区長が決定する。
- 4 再昇任審査会に関する事項は、前条の規定を準用する。

(降任前の昇任選考の効力)

第10条 この要綱による降任は、降任前に行った昇任選考の効力に影響を及ぼすものではない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、降任又は再昇任の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、部長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年9月1日から施行する。

降任申出書

年 月 日

板橋区長様

所属  
職  
氏名 印

私は、本人希望による降任実施要綱第6条の規定により、下記による降任を希望したいので、申出をします。

記

- 1 希望する職務の級 級職
- 2 降任を希望する理由

所属長意見欄（課長級職員の場合は所属部長）

職・氏名 印

再昇任申出書

年 月 日

板橋区長様

所属  
職  
氏名 印

私は、本人希望による降任実施要綱第9条の規定により、下記による再昇任を希望したいので、申出をします。

記

- 1 希望する職務の級 級職
- 2 再昇任を希望する理由

所属長意見欄

職・氏名 印